

精神保健福祉士養成課程における実習科目履修免除申請の手引

1. 精神保健福祉士養成課程における実習科目の履修免除について

1-1 実習科目の履修免除（実習免除）の条件【精神保健福祉士養成課程】

本通信教育部で精神保健福祉士受験資格の取得を目指す学生のみなさんの内、入学前までに精神障害者に対してサービスを提供する指定施設等で精神障害者の保健および福祉に関する相談援助の業務に従事していた方は、実習科目の履修免除（実習免除）が可能です。但し、本措置は 2012 年度以降に本学に入学した学生に適用されます。

また履修免除の対象となる実習科目は「精神保健福祉実習指導」、「精神保健福祉実習」の 2 科目です。

1. 履修免除の対象となる実習科目	「精神保健福祉実習指導」、「精神保健福祉実習」
2. 実習科目が履修免除となるための必要条件	入学前（当年 3 月 31 日）までに指定施設にて、のべ 1 年※以上の相談援助業務に従事

※当該期間のうち少なくとも 1 年間は、社会福祉士の実習科目履修免除対象期間として申請することができません。

以下より「実習科目の履修免除」については「実習免除」と表記します。

1-2 実習免除となるための相談援助の業務範囲

実習免除となるためには、（1）法律で定められた指定施設において、（2）相談援助業務の要件を満たす実務経験が必要です※¹。

（1）法律で定められた指定施設

「別表 2」（P25～）で指定施設および職種等の要件に該当するか確認してください。

（2）相談援助業務の要件

実習免除となるために必要な相談援助業務（実務経験）の要件は次の通りです。

※2「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方」は、次のように定義されます。

1）相談援助の業務

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練、その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の実習科目の免除を得るために必要な実務経験は、次の ①～⑤ に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね 5 割以上従事することを要件とする。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等についての積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけさせるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ケースカンファレンス等の会議への出席
- ケース記録等の関係書類の整理
- 職員間の申し送り、連絡、調整
- 関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

2) 児童及び乳児の施設（事業）について

児童が利用者である施設においては、精神障害がある児童に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、精神障害がある児童に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

3) 業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の要件を満たした上で従事した期間を通算して計算するものとします。

- (ア) 当該施設設置者と雇用関係を有していること
- (イ) 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね 4 分の 3 以上であること。

※ 1 『厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「指定施設における業務の範囲等について（平成 23 年 8 月 5 日：障発 0805 第 4 号（令和 3 年 1 月 4 日一部改正：障発 0104 第 2 号））」』に基づいています。

1-3 実習免除となった場合の実習科目単位について

条件を満たし、通信教育部での審査にて実習免除が認められた場合、“実習科目の履修が不要”と判断されたことを意味します。これは“実習科目の単位(計 7 単位分)が修得単位として認定されたことではない”という点に留意してください（下記参照）。

【履修免除となる実習科目】

- 精神保健福祉実習指導 [2 (2)]
- 精神保健福祉実習 [4]

※ 計 6 単位, [] 内は単位数

「実習免除」により

- ○ 実習科目の履修が不要と判断された（実習科目の単位は認定されない）
- × 実習科目の単位(計 7 単位分)が修得単位として認定された

別表 2

指定施設（事業）の種類・職種

以下の施設（事業）と職種に該当したうえで、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事し「**相談援助業務の要件**」（P19-20）を満たす方は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有する者と認められます。実習科目履修免除申請書（実免精様式1号）、実務経験証明書（実免精様式2号）に記入する際には、「施設種類」「職種名」「該当コード」を確認のうえ、記入してください。

指定施設における相談援助の業務の範囲

施設（事業）種類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		施設 コード	職種	職種 コード
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				
精神科病院	0 1	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー	[01]	
		★その他（※１）	[02]	
精神保健福祉センター	0 2	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員	[01]	
		★その他（※２）	[02]	
児童福祉法				
障害児通所支援事業を行う施設 （児童デイサービスであった期間 を含む）	児童発達支援	0 3	・相談援助業務に従事する職員	[01]
	放課後等デイサービス	0 4		
	居宅訪問型児童発達支援	5 2		
	保育所等訪問支援	5 3		
乳児院	0 5	・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・児童指導員 ・保育士 ・里親支援専門相談員	[01]	
児童養護施設	0 6	・児童指導員 ・保育士 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・職業指導員 ・自立支援担当職員 ・里親支援専門相談員	[01]	
福祉型障害児入所施設 （知的障害児施設、知的障害児通園施設であった期間を含む）	0 7	・児童指導員 ・保育士 ・児童発達支援管理責任者 ・心理担当職員 ・職業指導員	[01]	
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	0 8	・心理療法担当職員 ・児童指導員 ・保育士 ・個別対応職員 ・家庭支援担当職員	[01]	
児童相談所	0 9	・児童福祉司 ・受付相談員 ・相談員 ・電話相談員 ・児童心理司 ・児童指導員 ・保育士	[01]	
母子生活支援施設	1 0	・母子支援員 ・少年を指導する職員 ・心理療法担当職員 ・自立支援担当職員 ・個別対応職員	[01]	
障害児相談支援事業を行う施設	1 1	・相談支援専門員 ・相談支援員	[01]	

施設（事業）種類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	施設 コード	職種	職種 コード
児童福祉法			
児童自立支援施設	1 2	・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・職業指導員 ・自立支援担当職員	[01]
児童家庭支援センター	1 3	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準」第88条の3第1項に規定する職員	[01]
児童自立生活援助事業を行う施設	5 6	・相談援助業務を行う指導員 ・自立支援担当職員 ・個別対応職員	[01]
里親支援センター	8 4	・里親制度等普及促進担当者 ・里親等支援員 ・里親研修等担当者 ・養親等相談支援員 ・自立支援担当職員 ・家庭支援専門相談員	[01]
社会的養護自立支援拠点事業を行う施設	8 5	・支援コーディネーター ・生活相談支援員 ・就労相談支援員	[01]
妊産婦等生活援助事業を行う施設	8 6	・支援コーディネーター ・母子支援員	[01]
地域保健法			
保健所	1 4	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員	[01]
		★その他（※2）	[02]
市町村保健センター	1 5	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員	[01]
		★その他（※2）	[02]
医療法			
病院 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告 をしているものに限る）	1 6	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー	[01]
		★その他（※1）	[02]
診療所 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告 をしているものに限る）	1 7	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー	[01]
		★その他（※1）	[02]
生活保護法			
救護施設	1 8	・生活指導員	[01]
更生施設	1 9		
被保護者就労支援事業を行う事業所	5 7	・就労支援員	[01]
被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所	5 8	・就労支援員 ・被保護者就労準備支援担当者 ・相談支援に従事する者	[01]
就労支援事業を行う事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する 事業〕	7 8	・就労支援員	[01]
日常生活支援住居施設	8 3	・生活支援員 ・生活支援提供責任者	[01]

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種	職種 コード
地方自治体			
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	2 0	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員	[01]
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	2 1		
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	2 2		
生活困窮者自立支援法			
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	5 9	・主任相談支援員 ・相談支援員 ・就労支援員 ・家計改善支援員 ・就労準備支援担当者	[01]
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	6 0		
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	6 1		
社会福祉法			
福祉事務所	2 3	・査察指導員 ・身体障害者福祉司 ・知的障害者福祉司 ・老人福祉指導主事 ・現業員 ・家庭児童福祉主事 ・家庭相談員 ・面接員に相当する職員 ・女性相談支援員 ・母子・父子自立支援員 ・母子・父子自立支援プログラム策定員 ・就業支援専門員 ・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	[01]
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	6 2	・専門員	[01]
市町村社会福祉協議会	2 4	・福祉活動専門員 ・相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対する者に限る）に従事する職員	[01]
知的障害者福祉法			
知的障害者更生相談所	2 5	・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケース・ワーカー	[01]
法務省設置法			
保護観察所	2 6	・社会復帰調整官 ・保護観察官	[01]
障害者の雇用の促進等に関する法律			
広域障害者職業センター	2 7	・障害者職業カウンセラー	[01]
地域障害者職業センター	2 8	・障害者職業カウンセラー ・職場適応援助者	[01]
障害者就業・生活支援センター	2 9	・主任就業支援担当者 ・就業支援担当者 ・主任職場定着支援担当者 ・生活支援担当職員	[01]
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律			
女性相談支援センター	6 3	・相談支援員 ・心理支援員 ・女性相談支援員	[01]
女性自立支援施設	6 4	・入所者の自立支援を行う職員	[01]

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種	職種 コード
刑事収容施設法				
刑事施設		6 5	・ 刑務官 ・ 法務教官 ・ 法務技官（心理） ・ 福祉専門官	[01]
少年院法				
少年院		6 6	・ 法務教官 ・ 法務技官（心理） ・ 福祉専門官	[01]
少年鑑別所法				
少年鑑別所		6 7	・ 法務教官 ・ 法務技官（心理）	[01]
更生保護事業法				
更生保護施設		3 0	・ 補導に当たる職員 ・ 福祉職員 ・ 薬物専門職員 ・ 訪問支援職員	[01]
発達障害者支援法				
発達障害者支援センター		3 1	・ 相談支援を担当する職員 ・ 就労支援を担当する職員	[01]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)				
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	3 2	・ 生活支援員 ・ サービス管理責任者	[01]
	自立訓練を行う施設	3 3		
	就労移行支援を行う施設	3 4	・ 職業指導員 ・ 生活支援員 ・ 就労支援員 ・ サービス管理責任者	[01]
	就労継続支援を行う施設	3 5	・ 職業指導員 ・ 生活支援員 ・ サービス管理責任者	[01]
	就労定着支援を行う施設	5 4	・ 就労定着支援員 ・ サービス管理責任者 ・ 相談援助業務に従事する職員	[01]
	自立生活援助を行う施設	5 5	・ 地域生活支援員 ・ サービス管理責任者 ・ 相談援助業務に従事する職員	[01]
	短期入所を行う施設	3 6	・ 相談援助業務に従事する職員	[01]
	重度障害者等包括支援を行う施設	3 7		
	共同生活援助を行う施設 (共同生活介護であった期間を含む)	3 8		
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	6 8	・ 相談援助業務に従事する職員	[01]
	障害者相談支援事業を行っている施設	6 9		
	障害児等療育支援事業を行っている施設	7 0		
一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)		3 9	・ 相談支援専門員	[01]
特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)		4 0	・ 相談支援専門員 ・ 相談支援員	[01]
障害者支援施設		4 1	・ 生活支援員 ・ 就労支援員 ・ サービス管理責任者	[01]

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種	職種 コード
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)			
地域活動支援センター	4 2	・指導員	[01]
福祉ホーム	4 3	・管理人	[01]
基幹相談支援センター	7 1	・相談援助業務に従事する職員	[01]
介護保険法			
地域包括支援センター	7 2	・包括的支援事業に係る業務を行う職員 (※3) (介護保険法第115条の45第2項 第4号から第5号までに掲げる事業を除く)	[01]
職業安定法			
公共職業安定所	7 3	・精神・発達障害者雇用サポーター ・障害学生等雇用サポーター	[01]
その他			
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	4 9	・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員	[01]
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行う施設	7 4	・相談援助事業に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他 医療法に規定する病院として必要な職員 を除く)	[01]
第1号職場適応援助者助成金 又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	7 5	・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型 職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行っている者	[01]
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	7 6	・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した 職員であって、職場適応援助を行っている 者	[01]
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	5 0	・スクールソーシャルワーカー	[01]
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立 支援事業を行う施設	7 7	・相談員	[01]
ひきこもり地域支援センター	7 9	・ひきこもり支援コーディネーター	[01]
地域生活定着支援センター	8 0	・相談援助業務に従事する職員	[01]
ホームレス自立支援事業を行う施設	5 1	・生活相談指導員	[01]
地域若者サポートステーション	8 1	・相談援助業務に従事する職員	[01]
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	8 2	・支援コーディネーター	[01]

注意事項

- ※1 その他職種として看護師、臨床心理技術者のみ該当
- ※2 その他職種として保健師、看護師、臨床心理技術者のみ該当
- ※3 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。
通知の内容を必ず確認してください。

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は
精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種	職種 コード
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	4 4	・世話人	[01]
精神障害者社会復帰施設	4 5	・精神障害者社会復帰指導員 ・管理人	[01]
知的障害者援護施設	4 6	・生活支援員	[01]
児童デイサービス	4 7	・相談援助業務に従事する職員	[01]